

改正労働基準法等説明会

～「働き方改革」に関して36協定の留意事項や年次有給休暇の時季指定義務、産業医の強化などについての説明会～

主催 三田労働基準監督署
(一社)三田労働基準協会

労働基準法・労働安全衛生法の一部が改正され、「働き方」を変えるため、措置義務や留意すべきことが新たに設けられました。特に、本年4月1日から罰則付きの時間外労働の上限規制が適用になり、新たな36協定様式で時間外労働・休日労働の届出が必要となりました。また、使用者に年次有給休暇の時季指定義務が新たに定められました。さらに、産業医・産業保健機能の強化も盛り込まれました。

これらの改正点を三田労働基準監督署職員が分かり易く説明いたします。



- 1 日時 2019年6月26日(水)
14時00分～16時00分 (開場・受付は13時30分から)
- 2 会場 女性就業支援センター 4階大ホール
港区芝5-35-3 (ハローワーク品川入居ビル、裏面案内図参照)
- 3 講師 三田労働基準監督署職員
- 4 内容
 - ・36協定で定める時間外・休日労働についての留意事項、記載例
 - ・フレックスタイム制の清算期間の延長、高度プロフェッショナル制度
 - ・産業医への情報提供義務、産業医の業務内容の周知 ほか
- 5 受講料 無料
- 6 定員 200名
- 7 申込方法等
 - ①受講申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて
Fax (03-3451-7692) して下さい。
 - ②申込受付：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者にFax返信いたします。
受講は申込順に受け付けますが、満席の場合、他の日に振替させていただきます。
 - ③受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出下さい。
- 8 問合先 (一社)三田労働基準協会 港区芝4-4-5
電話：03-3451-0901 FAX：03-3451-7692